

ナル木ノ空ノ中ニ、大キナル蛇ノ住ケルヲ不知ズシテ、寄臥タリケルヲ吞ムト思テ、蛇ノ下ケルガ頭ヲ見テ此ノ狗ハ踊懸リツ、吠ケル也ケリ、主其レヲ不知ズシテ上ヲバ不見上ザリケレバ、只我レヲ咋ムズルナメリト思テ、太刀ヲ拔テ狗ヲ殺サムトシケル也ケリ、殺タラマシカバ、何計悔シカラマシト思テ、不被寢ザリケル程ニ、夜明テ蛇ノ大キサ長サヲ見ケルニ、半バ死ヌル心地ナムシケル、寢入タラム程ニ、此ノ蛇ノ下テ卷付ナムニハ何態ヲカセマシ、此狗ハ極カリケル我が爲メノ此ノ不世ヌ財ニコソ有ケレト思テ、狗ヲ具シテ家ニ返ニケリ、此レヲ思フニ、實ニ狗ヲ殺タラマシカバ、狗モ死テ主モ其ノ後蛇ニ被吞マシ、然レバ然様ナラムコトヲバ、吉々ク思ヒ静メテ、何ナラムコトヲモ可爲キ也、此ル希有ノコトナム有ケルトナム語り傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集魚虫十禽獸〕遠江守朝時朝臣のもとに、五代民部丞といふ者有けり、件の民部丞あを毛なる犬のちいさきをかひけり、此犬十五日、十八日、廿七日、月に三度はいかにも魚鳥のたぐひをくはざりけり、人あやしみてわざとく、めけれども、猶くはざりけり、十五日、十八日はあみだ観音の縁日なれば、畜生なれども、心あればさも有ぬべし、廿七日は何故にかくあるにかとおぼつかなし、是をよくく、あんすれば、此犬いまだおさなかりけるを、かの民部丞が子息の小童かひたてたりけるなり、件の小童そのかみうせにけり、かの月忌廿七日にて有けるを忘れずしてかかりけるにや、あはれふしぎなる事也、佛菩薩の縁日、并に主君の月忌を忘れず、恩を報ずる事、人倫の中にも有難き事にて侍に、いふかひなき犬畜生のかくしけん事、有難き事也、

〔新著聞集酬恩〕犬嶮難を救ふ

寛文三年に駿府の在番に酒井伊豫守殿おはせし小屋に白犬のありしが、常に豫州殿の前に出るを、小坊主に仰て物を喰せたまひし、ある時、豫州殿遠回りにとうめといふ所に出たまふ、小坊主も供にまいりしが、過て谷に落たりしに、いづくより來りしやらん、件の白犬走より、帯のむす